

いばらき環境フェア2026企画・会場設営等業務委託仕様書

この仕様書は、いばらき環境フェア2026企画・会場設営等業務委託に係るプロポーザルにおいて、業務内容及び業務の受託者が遵守しなければならない基本的な仕様を示すものである。契約にあたっては、受託候補者との協議の上、改めて仕様を策定する。

1 業務の目的

いばらき環境フェア2026（以下、「本行事」という。）は、茨木市（以下「市」という。）の環境の現状や対策など各種の環境に関する情報を分かりやすく提供し、令和8年度における環境啓発の中心行事として開催するもので、本行事の実施にあたり、会場の企画、本行事の周知、来場者の安全対策、会場設営・撤去及び行事運営の業務を行うものとする。なお、本行事は、例年と開催時期を変更して実施することで、同時開催するいばらきの生きもの博（以下、「生きもの博」という。）との相乗効果を図るものとする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年9月7日まで

3 行事開催日時

令和8年8月22日（土）～8月23日（日）各日とも午前10時から午後4時まで

4 業務実施場所

茨木市文化・子育て複合施設 おにクル（茨木市駅前三丁目9番45号）

- 1階 多目的ホール、多目的ホール楽屋1・2、オープンスペース（オープンギャラリー・エントランス広場・大屋根広場）、調理実習室
- 2階 多目的室C1・C2
- 3階 リハーサル室（22日のみ）、多目的室M1・M2、多目的室D
- 7階 会議室1～4、和室
- 屋外 芝生広場

5 開催テーマ

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）をキーワードに提案すること。テーマは、市と協議の上で決定する。

6 業務内容

業務内容は、以下に示す1. 指定業務、及び2. 企画運営業務であるが、その他、詳細は別添“業務内容の詳細”のとおりとする。

【1. 指定業務】

- (1) チラシ・看板等の企画・デザイン及び作成（生きもの博のテーマを踏まえた本行事のキービジュアル及びキャッチコピーの作成を含む。）
- (2) 茨木市文化・子育て複合施設 おにクル（以下、「おにクル」という。）内及び屋外会場の会場設営及び撤去（生きもの博会場を含む）
会場設営：令和8年8月21日（金）午前9時～
会場撤去：令和8年8月23日（日）行事終了後
- (3) 景品等の選定及び購入（景品は、市と協議の上で決定する。）
- (4) アンケート・環境（エコ）ポイントの応募用紙の準備
- (5) 事務用備品等の準備
- (6) 本行事の管理運営業務

【2. 企画運営業務】

- (1) おにクル内（3階 多目的室M1）での企画運営
環境問題への意識啓発、本行事の魅力向上を目的としたワークショップ等を実施すること。（多目的室M1は土足禁止、室内に靴を脱ぐ場所を設置可（要養生）、靴箱なし。）
- (2) おにクル内（3階 多目的室D）での企画運営
環境問題への意識啓発、本行事の魅力向上を目的としたワークショップ等を実施すること。（多目的室Dは床に荷重制限あり、土足禁止、室内に靴を脱ぐ場所を設置可（要養生）、靴箱なし。特に備品等により床を損傷しないこと、もしくは養生等により床を保護すること。）
- (3) おにクル内（3階 リハーサル室（22日のみ））での企画運営
環境問題への意識啓発、本行事の魅力向上を目的としたワークショップ等を実施すること。
- (4) おにクル内（3階 多目的室M2）での企画提案
環境に配慮した行動に関することについて、学べるワークショップ等の企画を提案し必要物品等を用意すること。内容は、下記に示すキーワードを全て含むものとし、市が発行した小学生向け環境学習副読本 冊子「かんきょう」を参考に提案をすること。提案する企画が土足禁止の部屋での実施が望ましい場合は、3階多目的室M1での実施を想定して提案し、3階多目的室M2では、上記(1)の企画運営を実施すること。

- ・キーワード：省エネ、食品ロス、ごみ分別、ごみ減量、水質汚濁、大気汚染
- ・小学生向け環境学習副読本 冊子「かんきょう」

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/sassi_kankyo.html

(5) イベント周知

啓発・広報は、市の事業であることを踏まえた適切な手法により、本行事及び生きもの博のイベントの周知を行うこと。

情報紙やSNS等を活用し、市民を中心に、より多くの方に周知を行うため、情報発信を行うこと。

7 施設使用上の注意点

- (1) 電気は、おにクル施設内から給電すること。
- (2) 水道水は、おにクル施設内から給水すること。排水は、市の担当者が指定した場所に排水すること。
- (3) 開催会場の使用料及び会場各室における光熱水費については、市が負担する。
- (4) おにクル内及び屋外会場の状況に対して、必要に応じた安全対策を講じて実施すること。

8 業務遂行上の注意点

- (1) 本行事にあたっては、市民や業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。また、イベント開催中のリスクに備える保険（来場者用傷害保険など）へ加入すること。
- (2) 本行事の業務管理については、市と連携を密にし、事前の打合せ会議等に必ず参加し、協議を十分に行うとともに、円滑に行事を実施すること。また、開催期間中は雨天であっても、本行事に支障をきたさないよう対応すること。
- (3) 業務にあたっては、市で別途定める「エコイベント実施手順書」に基づいて実施すること。会場内で使用する掲示物等の作成にあたっては、可能な限り「廃棄物の削減に寄与する素材」を活用すること。
- (4) 業務にあたっては、環境省が作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」と「熱中症環境保健マニュアル」を確認のうえで実施すること。
- (5) 本行事中は、近隣の住民等に迷惑をかけないように、また、行事に支障をきたさないよう必要な処置及び安全対策を講じつつ、業務を行うこと。近隣からの苦情があった際には適切に対応すること。

- (6) 会場の設営については、市が指定した部屋等は、令和8年8月21日（金）の市が指定する時間までに、その他は、同日午後5時までに完了すること。
- (7) 採用する展示物、ポスター、チラシ、展示パネル等のデザイン・内容については、本行事及び生きもの博のテーマに沿ったものとする。また、ポスター・チラシは、市が指定する時期までに、配布できるよう作成すること。
- (8) 情報発信においてSNS等を活用する場合は、発信方法等を市と事前に協議すること。
- (9) 安全確保のため、各種保安装置、警報装置の設置状況等を把握し、安全衛生に十分配慮すること。また、会場が安全かつ衛生的な状態に保たれるようにすること。
- (10) 災害時や急病人・けが人の発生時など、緊急事態の発生に備えた体制をとること。
- (11) 本行事当日も含み業務を行う中で不測の事態や疑義が生じた場合、市と十分協議のうえ、遺漏のないよう実施設計を行ったうえで行事を実施すること。

9 担当部署

茨木市 くらし産業環境部環境政策課 担当：水垣、森田

TEL：072-620-1644（直通）

E-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp